

第4次北塩原村障がい者計画・第7期北塩原村障がい福祉計画・ 第3期北塩原村障がい児福祉計画の進捗管理・評価について

1 計画の概要

第4次北塩原村障がい者計画（以下、「障がい者計画」という。）は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本村の障がい者施策の基本的な方向性を定めるため、令和6年から令和11年度までの6年間の計画期間としています。

また、第7期北塩原村障がい福祉計画・第3期北塩原村障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、本村の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度におけるサービスの種類ごとに必要な見込量を定めた計画で、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間としています。

2 進捗管理の考え方

障がい者計画については、目指すべき「基本理念」のもとに3つの「基本目標」と7つの「基本施策」を体系付けており、計画に掲げる基本理念や重点課題の達成を推し量るために、各基本施策に「具体的な取り組み内容」と「目標値」を設定しています。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、障がい福祉サービス等の提供の確保に向けての「目標設定」や「必要見込量」を設定しています。

この「目標値」や「必要見込量」等の進捗状況を把握していくことで、計画の進捗管理を行っていきます。

3 評価について

（1）評価体制

進捗管理・評価等を行う際には、北塩原村障がい者自立支援協議会において、意見を聴取するなどし、評価の妥当性や改善の必要性等について協議していきます。

その中で、改善等が必要という評価等が出された場合には、施策の取組方向に評価結果を反映するなどし、計画を着実に進めていくこととします。

（2）評価方法

計画の進捗管理については、「PDCAサイクル」の手法を導入した「評価・管理シート」を作成し、毎年度の評価等を行います。

【評価基準】

区分	指標（下段は計画期間最終年度の指標）
A	順調に進んでいる 計画通り実行でき、目標（目的）も達成できた
B	概ね順調に進んでいる 計画通り実行できない部分もあったが、概ね目標（目的）は達成できた
C	進捗がやや遅れている 計画通り実行できない部分もあったが、目標（目的）の5割程度は達成できた
D	進捗が遅れている 計画通り実行できない部分があり、一部の目標（目的）しか達成できなかった
E	計画達成困難（計画最終年度を待たず、達成が困難） 計画未達成（計画通り実行できず、目的も達成できなかった）

【参考】＜体系図＞

